

## 筆界特定制度について

☆ 筆界特定制度は、筆界が不明な場合などに、筆界特定登記官が、土地の所有権の登記名義人等の申請により、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、筆界の現地における位置を特定する制度です（平成18年1月20日から施行）。

☆ 筆界特定の申請がされてから筆界特定登記官が筆界を特定するまでの期間は、事案により多少の差異はありますが、当局における標準処理期間は6か月と定めています。